

沿岸広域振興局長告示第111号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年岩手県告示第741号）で告示した釜石市日向特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月23日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

変更後の釜石市日向特定猟具使用禁止区域の区域 釜石市地内の市道上小川線と日向ダム堤体右岸との交点を起点とし、起点から同堤体を南西に進み同堤体左岸との交点に至り、同点から同堤体を西に進み小川川右岸との交点に至り、同点から同堤体に沿って北東に進み更に北西に進み中川目川との交点に至り、同点から同堤体に沿って北東に進み北川目川との交点に至り、同点から同堤体に沿って南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域